

中部運輸局鉄道部

令和4年9月22日

連絡先
中部運輸局鉄道部
監理課 小川、大橋
TEL 052-952-8030

配布先：東海交通研究会
静岡県政記者クラブ

伊豆箱根鉄道株式会社の鉄道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請に関するパブリックコメントを実施します。

令和4年9月21日付けで伊豆箱根鉄道株式会社から鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請がありました。

当該申請事案については、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴取し、審査の参考とするため、別添の要領にてパブリックコメントを実施します。

1. 鉄道の旅客の運賃及び料金の認可について

鉄道の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされております。

※本申請事案の認可については、中部運輸局長へ委任されております。

※実際の運賃については、認可後に上限の範囲内で事業者から届出があります。

2. 申請の概要について

別紙1「伊豆箱根鉄道株式会社の鉄道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請の概要」参照

(参考：http://www.izuhakone.co.jp/railway_news_20220921_01.pdf)

3. 意見募集期間

令和4年9月22日（木）から令和4年10月6日（木）まで

4. 意見の提出先・提出方法

別紙2「意見募集要領」参照

5. その他

提出されましたご意見は、e-Govに回答を掲載します。なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

伊豆箱根鉄道株式会社の鉄道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請の概要

1. 申請日

令和4年9月21日(水)

2. 申請者

静岡県三島市大場300番地

伊豆箱根鉄道株式会社

代表取締役 伍堂 文康

3. 実施予定日

駿豆線 令和5年4月1日

大雄山線 令和6年 春

4. 申請の概要

変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法(抜粋)

【普通旅客運賃】

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃	運賃差
0～3.0	140円	160円	20円
3.1～4.0	150円	170円	20円
4.1～5.0	170円	190円	20円
5.1～6.0	190円	210円	20円
6.1～7.0	220円	240円	20円
7.1～8.0	250円	270円	20円
8.1～10.0	280円	310円	30円
10.1～12.0	330円	360円	30円
12.1～14.0	370円	400円	30円
14.1～16.0	410円	440円	30円
16.1～18.0	460円	490円	30円
18.1～20.0	520円	550円	30円

【定期旅客運賃】

・通勤定期旅客運賃(大人1ヶ月)

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃	運賃差
0～3.0	3,700円	5,090円	1,390円
3.1～4.0	4,960円	6,450円	1,490円
4.1～5.0	5,930円	7,520円	1,590円
5.1～6.0	7,030円	8,600円	1,570円
6.1～7.0	7,620円	9,800円	2,180円
7.1～8.0	9,070円	11,110円	2,040円
8.1～9.0	9,870円	12,260円	2,390円
9.1～10.0	10,420円	12,490円	2,070円
10.1～11.0	12,050円	14,740円	2,690円
11.1～12.0	12,820円	14,840円	2,020円
12.1～13.0	13,670円	16,400円	2,730円
13.1～14.0	14,160円	16,480円	2,320円
14.1～15.0	15,660円	18,050円	2,390円
15.1～16.0	15,850円	18,150円	2,300円
16.1～18.0	17,760円	20,140円	2,380円
18.1～20.0	19,460円	22,400円	2,940円

・通学定期旅客運賃(大人1ヶ月)

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃	運賃差
0～3.0	2,330円	2,980円	650円
3.1～4.0	2,980円	3,630円	650円
4.1～5.0	3,750円	4,400円	650円
5.1～6.0	4,360円	5,010円	650円
6.1～7.0	4,930円	5,580円	650円
7.1～8.0	5,740円	6,390円	650円
8.1～9.0	6,200円	6,850円	650円
9.1～10.0	6,580円	7,230円	650円
10.1～11.0	7,670円	8,320円	650円
11.1～12.0	8,200円	8,850円	650円
12.1～13.0	8,670円	9,320円	650円
13.1～14.0	8,960円	9,610円	650円

14. 1~15. 0	9, 870円	10, 520円	650円
15. 1~16. 0	9, 990円	10, 640円	650円
16. 1~18. 0	11, 280円	11, 930円	650円
18. 1~20. 0	12, 380円	13, 030円	650円

鉄道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について

令和4年9月22日
中部運輸局鉄道部監理課

令和4年9月21日付けをもって、伊豆箱根鉄道株式会社から鉄道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領で御意見を募集します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

伊豆箱根鉄道株式会社の鉄道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口(e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント(意見募集中案件一覧)」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

令和4年9月22日(木)から令和4年10月6日(木)まで
※郵送の場合、募集期間内の必着とします。

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称及び所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。また、FAXの場合、万が一不具合が生じた場合に対応できない可能性もありますので、①意見提出フォーム又は②郵送による御意見の提出を推奨します。

①電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出してください。

②郵送の場合

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1

国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当 あて

③FAXの場合

FAX番号 052-952-8086

国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名(法人又は団体の場合は名称)については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. その他

提出されましたご意見は整理の上、e-Gov の「パブリックコメント(結果公表案件一覧)欄」に回答を掲出します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

7. お問い合わせ先

国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当

電話番号 052-952-8030

